

養護教諭等の保健学習・保健指導への関わり

—T市内の小・中学校に着目して—

中野 吉貴 (生涯スポーツ学科 学校スポーツコース)
指導教員 谷川 尚己

キーワード：養護教諭，保健学習，保健指導

1. 緒言

平成10年7月に教職員免許法の一部改正により、養護教諭が保健学習を担当することが出来るようになった。しかし、全国養護教諭連絡協議会が平成18年度に行った現状調査では、「保健学習を担当した養護教諭の割合」は小学校が65%、中学校が24%であった。また、保健指導は、養護教諭だけでなく、学校医・学校薬剤師・学校歯科医と協力し行っている学校もある。そこで、本研究では本学近隣のT市内とO市内一部の小・中学校を対象として、養護教諭・学校医・学校薬剤師・学校歯科医がどの頻度保健学習や集団への保健指導に関わっているかを調査する。さらに、全国平均と調査結果を比較し検討した。

2. 研究方法

本学近隣のT市内とO市内一部の小学校17校と、中学校6校の全23校の養護教諭を対象にインタビュー調査を実施した。

3. 結果と考察

保健学習を単独で行っている養護教諭はいなかった。保健学習へT・Tで関わったことがある養護教諭は23人中13人(57%)であった。小学校養護教諭は17人中11人(65%)で、中学校養護教諭は全6人中2人(33%)であった。

集団への保健指導について、単独で指導したことがある養護教諭は23人中21人(91%)であった。T・Tとして指導したことがある・関わったことがないと答えた養護教諭は1人ずつであった。小学校養護教諭は17人全員が単独で行っていた。中学校養護教諭は単独で指導したことがある養護教諭が全6人中4人で、T・Tでの指導・指導したことがないがそれぞれ1人ずつであった。

養護教諭が保健学習・保健指導へ参加することで「保健室を開けることに問題を感じる」「教材研

究の時間確保が困難」などの意見があった。これは、養護教諭が学校に1人しかいないことで支障をきたしていると推察し、その解決方法の一つとして、養護教諭の2人配置が考えられる。しかし、養護教諭の複数配置が実施されている学校はなかった。この状況でも、保健学習・保健指導へは全国平均とほぼ同じ割合で関わっていることから養護教諭への負担も大きいものと推測される。

小学校では学校歯科医等の方に保健指導を行ってもらったことは全23校中8校、学校医は全23校中1校であった。中学校では、全6校中2校が学校歯科医に授業を行う際に情報を提供してもらっていた。小学校・中学校ともに学校医・学校薬剤師と連携を取ることができ、学校側が保健学習・集団への保健指導の時間を設けることができれば、さらに児童・生徒への健康に対する指導はより良いものになると考える。

4. まとめ

本研究では、保健学習に参加している養護教諭は23人中13人(57%)であった。小学校養護教諭は17人中11人(64%)、中学校養護教諭は6人中2人(33%)であった。学校医、学校薬剤師、学校歯科医の保健学習・保健指導への関わりは、学校歯科医による歯科指導だけであった。集団への保健指導は、単独で指導したことがある養護教諭は23人中21人(91%)、T・Tとして指導したことがある・関わったことがないと答えた養護教諭は1人ずつであった。

参考文献

(財)日本学校保健会(2001) 養護教諭の特性を生かした保健学習・保健指導の基本と実際

(財)日本学校保健会(2010) 学校保健 No280